

**学校施設のさらなる有効活用に向けた新たな施設管理の実証実験
提案募集要項**

1 策定の経緯及び目的

本市では、校庭、体育館及び特別教室の学校施設を、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で開放する「学校施設有効活用事業（以下、「本事業」と言います。）」を昭和 39(1964)年度から行っています

しかし、開放施設のうち、校庭及び体育館の利用頻度は高いものの、特別教室等の利用頻度は比較的低いという現状が見受けられるため、空いている特別教室等を市民が勉強や仕事、趣味や地域活動などの場としてさらに活用できるような体制を構築するとともに、校庭及び体育館を含めた本事業全体の運用方法の見直しなど、新たな展開を図りたいと考えています。

「学校施設のさらなる有効活用に向けた新たな施設管理の実証実験 提案募集要項（以下、「本要項」と言います。）」は、こういった現状等を踏まえ、本事業の今後の展開に向けた実証実験を連携して行う事業者を、募集及び選考するために策定するものです。

2 課題認識

本市では、本事業の新たな展開を図る上で、次の 2 つが主な課題であると考えています。

(1) セキュリティ管理

利用時間帯が学校教育で使用する時間以外（平日夜間及び土日祝日）であることや、教職員の働き方・仕事の進め方改革の観点から、無人による扉等の施錠・解錠や遠隔による入室履歴の管理などのセキュリティ管理体制を確保する必要があります。

(2) 利用手続の簡素化及び予約状況の可視化

現状が紙による予約管理等となっていることによる利用者及び管理者双方の負担を軽減するとともに、新たな利用を誘引するためには、ICT の活用等による利用手続の簡素化及び予約状況の可視化を実現する必要があります。

3 実証実験の実施場所

実証実験は、次に掲げる川崎市立学校 3 校の各施設を対象とします。

なお、提案採用者が複数となった場合には、提案採用者内で学校を振り分けます。

学校名	対象施設名	実証実験の実施有無		
		セキュリティ管理	利用手続の簡素化	予約状況の可視化
小杉小学校	校庭及び体育館	×	○	○
	地域ラウンジ	○	○	○
高津小学校	校庭及び体育館	×	○	○
	特別活動室	○	○	○
菅小学校	校庭及び体育館	×	○	○
	特別活動室	○	○	○

4 本市が求める提案内容のイメージ

次の事項を実現できるシステム等の提案を募集します（提案の条件ではありません）。

- (1) 管理者から利用権限を付与された利用者のみが施設の施錠・解錠ができる。
- (2) 実際の入退室履歴等を管理者が遠隔で管理できる。
- (3) 利用者がスマートデバイス等からオンラインで予約の申込や閲覧等ができる。
- (4) 管理者が予約情報を一元管理できる。

5 提案採用者へのインセンティブ

提案採用者は、本市から実証実験等の場が提供されるとともに、実証実験を連携して進めることによって本市における本事業の検討状況を適時把握することができます。また、実証実験等を経て、将来的に本格実施に至った際の事業者選考において、提案採用者に対しては一定の加点評価を行います。

6 本市による予算措置

実証実験の実施に際しては、提案内容に応じて本市が一定の予算を措置する場合があります。

なお、上記とは別に実証実験実施の前提として必要となる対象施設における環境整備（扉等の取替や電源確保等のための工事）に伴う費用は原則として本市が負担するものとします。

7 提案募集に関するスケジュール

- | | |
|-------------|----------------------|
| ●本要項の公表 | 令和4年9月1日（木） |
| ●参加意向申出期間 | 令和4年9月1日（木）～9月16日（金） |
| ●質問受付期間 | 令和4年9月1日（木）～9月9日（金） |
| ●質問に対する回答期日 | 令和4年9月14日（水） |
| ●提案募集期限 | 令和4年9月28日（水） |
| ●提案選考委員会 | 令和4年10月4日（火） |
| ●選考結果の通知 | 令和4年10月12日（水） |
| ●協定書の締結 | 令和4年10月下旬 |
| ●提案実施期間 | 協定締結日～令和5年3月31日（金） |

※ 実施期間には、準備期間も含まれます。

※ 実施期間は、状況等を踏まえて延長する場合があります。

8 提案資格要件

提案を提出できる主体は、提案内容の遂行が可能である法人とし、次に掲げる資格要件を満たすこととします。なお、提案者は複数法人の組合せも可とします（資格要件はすべての法人が満たすこととします）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 提案時において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の更生・再生手続中でないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないこと。
- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）を滞納していないこと（地方税については、本市に本社若しくは事業所がある者のみ）。
- (7) その他、違法または不正行為、本市との信頼関係を損なう行為、社会的信用を損なう行為等がないこと。

9 参加意向の申出、施設図面等の提供

本募集への参加意向がある場合は、別紙「参加意向申出書」を御記入いただき、pdf 化したデータを上記参加以降申出期間内に担当部署宛に電子メールで提出してください。

参加意向申出者に対しては、本市で申出内容を確認した上で、上記「3 実証実験の実施場所」に掲げている施設の図面等のデータを提供いたします。

なお、提供したデータについては、本募集への提案以外の目的には利用しないこととし、本市の許可なく外部に漏らすことを禁止します。

10 質問の受付及び回答

本要項等に関する質問がある場合は、上記質問受付期間内に担当部署宛に電子メールで提出してください（様式自由）。

- (1) 持参・電話・FAX・口頭等による質問は不可とします。
- (2) 単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したもの等については、回答しない場合があります。

- (3) 本要項等、既に公開されている資料に記載されているものについては、質問自体が不要と判断されるため、該当部分を質問者へ個別に提示や説明すること等によって対応する場合があります。
- (4) 本要項等に対する質問への回答は、上記に示す期日までに本市ホームページにおいて公表します。

11 提案の受付、辞退

参加意向申出者は、次の項目を踏まえて、提出書類等を上記提案募集期限までに担当部署宛にメール等により提出してください。データを格納した DVD-R 等を郵送される場合は期限までに本市に到着している必要があります。

なお、参加意向申出書を提出した後に提案を辞退される場合は、本市が提供した施設の図面等のデータを抹消した上で、別紙「提案辞退届」を御記入いただき、pdf 化したデータを上記提案募集期限までに担当部署宛に電子メールで提出してください。

(1) 提案を求める内容

- ア 提案理由及び趣旨
- イ 上記 4「本市が求める提案内容のイメージ」に掲げる各事項の実現に向けた実証実験の実施概要
- ウ 提案者のノウハウや創意工夫など
- エ 本市と提案者におけるリスク分担の考え方
- オ 本市の財政負担を伴う場合はその詳細
- カ 提案実施スケジュール
- キ 提案実施後の展開
- ク その他（上記以外にも自由にご提案ください。）

(2) 提出書類等（形式はすべて原則 pdf データとします）

- ア 提案書（様式任意、表紙を除き A4 判 10 ページ以内）
- イ 類似実績がある場合は、その実績が分かる資料（様式自由）
- ウ 提案者概要（パンフレット等）
- エ 登記事項証明書（本要項の公表日以降に交付されたもの）
- オ 納税証明書（国税）
- カ 納税証明書（川崎市税） ※本市に本社若しくは事業所がある場合のみ

(3) 提出書類等の取り扱い

- ア 提出書類等は、返却いたしません。なお、提案書類等は、提案者に無断で選考以外の目的には使用いたしません。
- イ 提案募集期限後は、提案書類等の差替え、変更又は追加は認めません。
- ウ 提案書の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案のすべてが提案実施に反映されるとは限りません。
- エ 提案書類等の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 提案書類等の作成に係る費用は、提案者の負担とします。
- カ 提案書類等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、採用された提案については、提案者と事前に協議した上で、その内容を公表することがあります。
- キ 提案書類等は、川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）の規定に基づき、開示を請求されたときは、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案選考期間中は同条例第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、開示の対象となりません。

12 提案選考委員会

(1) 日時

令和 4 年 10 月 4 日（火）15 時から

(2) 場所

川崎市役所第 4 庁舎 4 階 第 4 会議室（川崎市川崎区宮本町 3 番地）

(3) 提案説明

- ア 提案説明は、提出書類等のほか、本市が会場内に準備するノートパソコン及びプロジェクター等を使用して行ってください。
- イ 所要時間は各提案者 50 分（説明 30 分、質疑応答 20 分）以内とします。ただし、提案状況等に応じて、あらかじめ短縮する場合があります。
- ウ 提案実施に携わる人が提案書類等の作成、及び提案選考委員会に参加してください。なお、参加者は 3 名以内とします。

(4) 選考方法

選考は、本市が設置する提案選考委員会において、提案書類等及び提案説明の内容を別紙「学校施設のさらなる有効活用に向けた新たな施設管理の実証実験提案募集 選考評価基準」に基づいて精査・評価し、提案採用予定者を決定します。

- ア 基準点を上回る提案者が複数いた場合
提案内容を踏まえながら、実施場所となる学校の振り分け等が可能な範囲で提案採用予定者を決定します。

- イ すべての提案者の合計点が基準点を下回った場合
提案採用予定者を決定せず、募集内容等を見直した上で再度選考を行う場合があります。
 - ウ 提案内容に虚偽の記載があると本市が判断した場合
得点の合計に関わらずその提案者を失格とします。
- (5) その他
- 提案選考委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年 3 月 19 日条例第 3 号）第 5 条第 3 号の規定を準用し、非公開とします。

13 選考結果の通知及び協定の締結等

- (1) 選考結果の通知
- 選考の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともに本市ホームページで公表します。
- (2) 協定の締結
- 選考結果の通知後、提案採用予定者と協議の上、「学校施設のさらなる有効活用に向けた新たな施設管理の実証実験に関する協定」を締結するものとします。
- なお、当該提案採用予定者と協定の締結に至らなかった場合は、本市は次点者と協議を行えるものとします。
- (3) 提案内容の一部変更
- 選考結果の通知後、提案採用予定者と市において調整等を行った上で、提案内容の一部を変更できるものとします。
- (4) 選考結果の取消
- 提案採用予定者が、協定締結までに次の事由のいずれかに該当した場合は、本市は当該提案採用予定者の選考結果を取り消すことができるものとします。
- ア 提案資格を喪失したとき。
 - イ 提出した書類等に虚偽の記載があったとき。
 - ウ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。
 - エ 財務状況の悪化等により、提案実施に支障が生じると判断されるとき。
 - オ 社会的信用の著しい損失等により、提案採用者として適切ではないと判断されるとき。
 - カ その他、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき。
- (5) 協定締結後の決定取消
- 協定締結後、提案実施期間終了までに提案資格要件に抵触することが明らかになった場合には、決定を取り消し、本市が支出済の費用がある場合には、支出先を問わず、当該提案採用者がすべて本市に対して返還及び賠償するものとします。

14 留意事項

- (1) 提案書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とします。
- (3) 提案実施内容の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとします。
- (4) 提案採用者が、提案実施に伴って 100 万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合は、原則として市内中小企業者による入札又は市内中小企業者 2 者以上から見積を聴取し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行うこととします。

15 提案申込先・問合せ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 3 階

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 地域教育推進課 北村・永田

電話番号 044-200-3565 電子メールアドレス 88chiiki@city.kawasaki.jp